

佐久市罹災証明書（住家用）
被災届出証明書発行マニュアル
（概要版）

総務部 税務課

— 目次 —

I	罹災証明書	1
1	罹災証明書について	1
2	罹災証明書発行までの流れ	2
3	罹災証明書の申請	3
II	被災届出証明書	6
1	被災届出証明書について	6
2	被災届出証明書発行までの流れ	6
3	被災届出証明書の申請	7

I 罹災証明書

1 罹災証明書について

(1) 罹災証明書とは

罹災証明書は、自然災害により**住家**に受けた被害について、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき、佐久市が被害の程度を判定し、証明するものです。

農業用施設に係る罹災証明書は農政課、商業・工業用施設に係る罹災証明書は商工振興課での発行となります。

【罹災証明書様式】

罹 災 証 明 書				(整理番号)
世帯主住所	佐久市中込3056番地			
世帯主氏名	佐久 一郎			
世帯構成員	氏名	続柄	年齢	
	佐久 一郎	世帯主	40歳	
	佐久 花子	妻	38歳	
	佐久 太郎	子	10歳	
罹災原因	〇〇年〇〇月〇〇日の 〇〇豪雨 による			
被災住家 [※] の所在地	佐久市中込3056番地			
住家 [※] の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input checked="" type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊			
浸水区分	床上浸水			
<small>※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)</small>				
備考	住宅 親族所有			
上記のとおり、相違ないことを証明します。				
令和〇年 〇月 〇日				
佐久市長				㊟

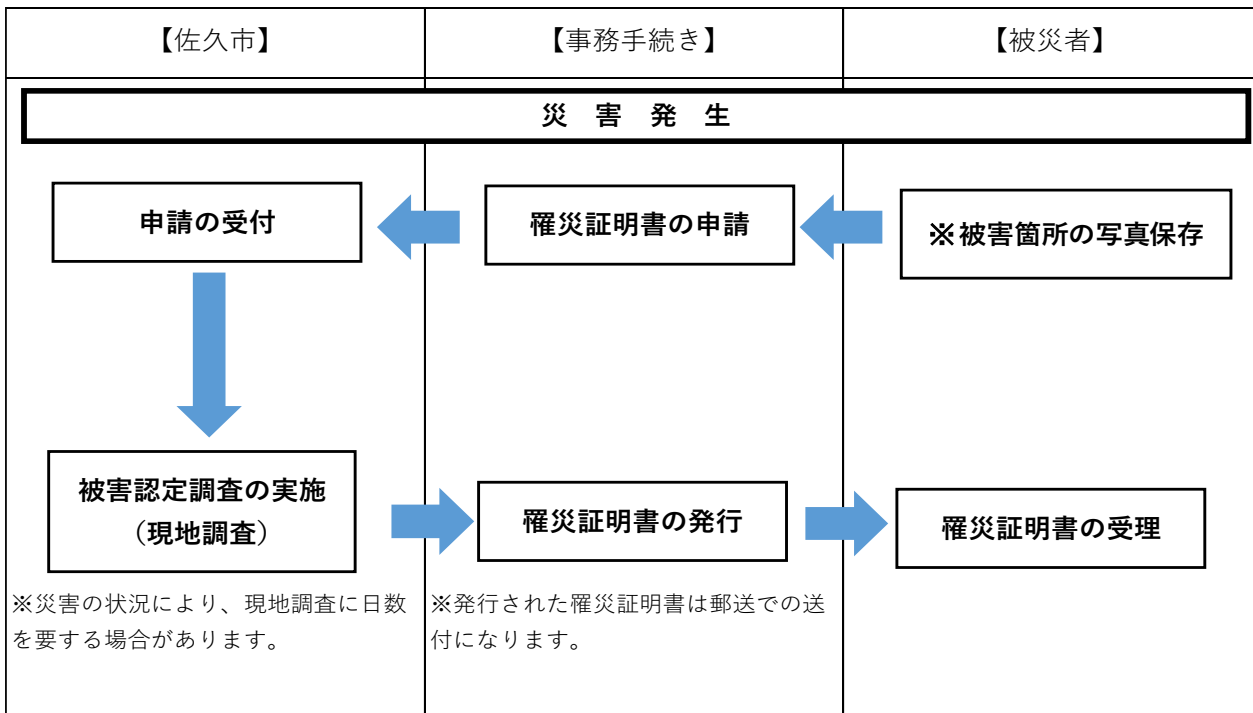
(2) 住家被害認定とは

災害に係る住家の被害認定とは、地震や風害等の災害により被災した住家の被害程度を認定することをいい、被害区分は、「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」・「準半壊」・「一部損壊」の6区分に分けられます。

被害の程度	認定基準
全壊	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上の割合に達したものの、または住家の主要な構成要素の経済的被害が、その住家の50%以上の割合に達したものの。
大規模半壊	住家の損壊した部分の床面積が、延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害が40%以上50%未満の割合に達したものの。
中規模半壊	住家の損壊した部分の床面積が、延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害がその住家の30%以上40%未満の割合に達したものの。
半壊	住家の損壊した部分の床面積が、延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害がその住家の20%以上30%未満の割合に達したものの。
準半壊	住家の損壊した部分の床面積が、延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害がその住家の10%以上20%未満の割合に達したものの。
一部損壊	準半壊に至らないもの。

※被害程度の認定は、現地調査等により決定しますので、申請時に被害程度の回答はできません。

2 罹災証明書発行までの流れ



※被災により写真がない場合でも申請は可能です。

3 罹災証明書の申請

(1) 罹災証明書申請

① 申請書受付窓口は、佐久市役所税務課及び臼田・浅科・望月支所になります。また、郵送・電子申請でも申請は可能ですが、郵送・電子申請は本庁のみの対応となります。

※大規模災害発生時は、特設会場等を設ける場合があります。

② 受付開始は災害直後より開始します。

※申請書の受付締め切りは設けませんが、時間の経過により災害との因果関係の確認が困難となるため、概ね2ヶ月以内に申請をしていただきますようお願いします。

※非住家の罹災証明書は下記部署での発行となります。

ア 事業用家屋→商工振興課

イ 農業用家屋→農政課

② 必要な書類等

ア 申請書

イ 本人確認書類の写し

※代理人の場合は、代理人選任届

※相続人の場合は、相続人であることが分かる書類

ウ 被害状況が分かる写真

※被災状況が分かるよう複数枚の写真を用意してください。

※被災により写真がない場合でも罹災証明書の申請は可能です。

③ 申請できる人

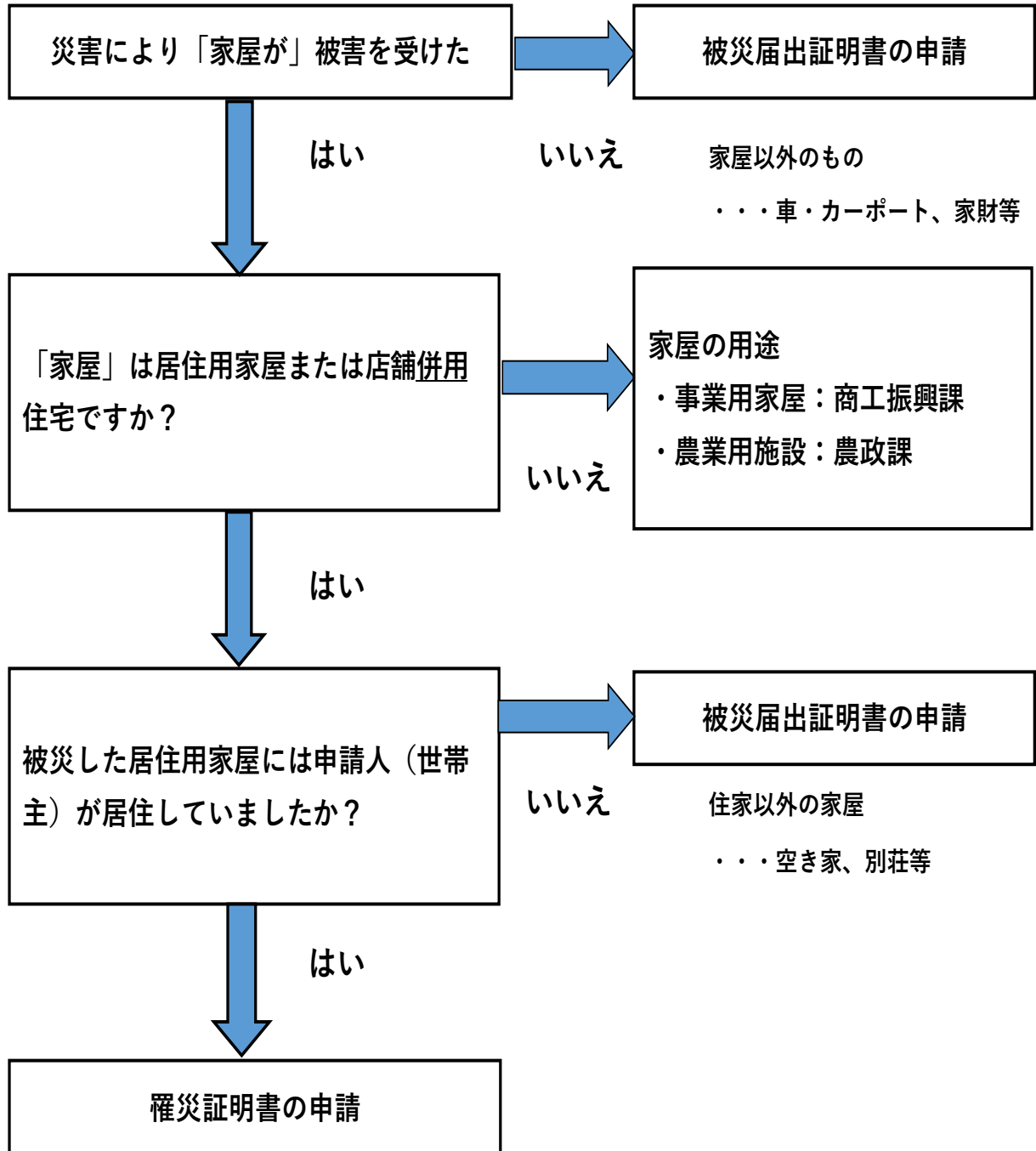
ア 世帯主

イ 同居の親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)

ウ 相続人

エ 代理人(代理人選任届が必要)

(3) 罹災証明書申請における確認事項



<罹災証明申請書記入例>

(様式1)

罹災証明申請書			
記載例		令和 年 月 日	
		申請人(世帯主)	
		住所	佐久市中込 3056 番地
		氏名	佐久 一郎
		電話番号	0267-62-2111
		代理人	
		住所	佐久市中込 3056 番地
		氏名	佐久 花子
		電話番号	0267-62-2111
世帯構成員	氏名	続柄	年齢
	佐久 一郎	世帯主	40 歳
	佐久 花子	妻	38 歳
	佐久 太郎	子	10 歳
	佐久 次郎	子	8 歳
			歳
使用目的 又は提出先	各種申請の為		必要枚数 3 通
申請人と罹災 物件との関係	持家(自宅) 借家 親族所有 その他()		
罹災日時	令和 元 年 10 月 12~13 日 午前・午後 時 分頃		
罹災物件所在地	佐久市中込 3056 番地		
罹災の内容	令和元年台風19号による被災 ・床上浸水(約30cm) ・その他被害 地盤の崩壊により家屋が傾いてしまった。		
本人確認	交付方法	写 真	担当者
	<input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 郵送	<input type="checkbox"/> 添付有 <input type="checkbox"/> 添付無	

・「申請人」は世帯主の住所氏名を記入。
 ・同居人や親族が手続きする場合には、「代理人」にも住所氏名を記入。
 ・同居人や親族以外の者(友人・知人)が手続きする場合には委任状(代理人選任届)を添付。
 ・印鑑は不要

世帯員全員の続柄・年齢を記入。

・被害の内容を詳細に記入。
 ・写真があれば申請書に添付。

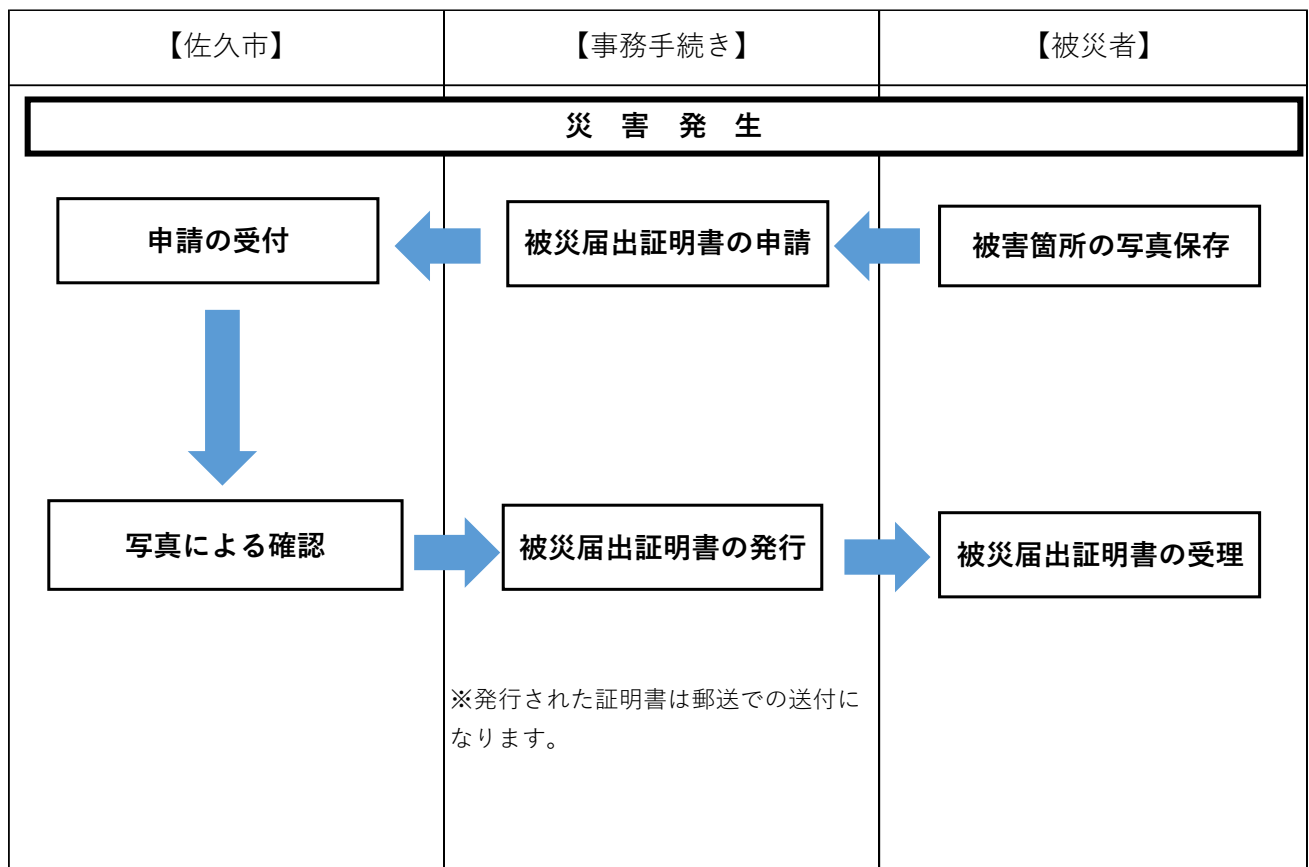
Ⅱ 被災届出証明書

1 被災届出証明書について

被災届出証明書は、自然災害により住家以外の物件(倉庫・車両・家財等)に受けた被害について、市に届け出たことを証明するものです。

被災届出証明書は被害の程度の判定は行いません。

2 被災届出証明書発行までの流れ



3 被災届出証明書の申請

(1)被災届出証明申請書の申請

①申請書受付窓口は、佐久市役所税務課及び臼田・浅科・望月支所になります。また、郵送・電子申請でも申請は可能ですが、郵送・電子申請は本庁のみの対応となります。

※大規模災害発生時は、特設会場等設ける場合があります。

②受付開始は災害直後より開始します。

※申請書の受付締め切りは設けませんが、時間の経過により災害との因果関係の確認が困難となるため、概ね2ヶ月以内に申請をしていただきますようお願いします。

(2)必要な書類等

ア 申請書

イ 本人確認書類の写し

※代理人の場合は、代理人選任届

※相続人の場合は、相続人であることが分かる書類

ウ 被害状況が分かる写真(携帯、スマートフォンによる提示も可能)

※被災状況が分かるよう複数枚の写真を用意してください。

(3)申請できる人

ア 世帯主

イ 同居の親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)

ウ 相続人

エ 代理人(代理人選任届が必要)

<被災届出証明申請書記入例>

(様式1)

被災届出証明申請書			
記載例		令和 年 月 日	
		佐久市長 様	
申請人		住所 佐久市中込 3056 番地	
		氏名 佐久 一郎	
		電話番号 0267-62-2111	
代理人		住所 佐久市中込 3056 番地	
		氏名 佐久 花子	
		電話番号 0267-62-2111	
使用目的 又は提出先	保険金請求のため(〇〇損保(株))等	必要 枚数	1 通
申請人と被災 物件との関係	<input checked="" type="radio"/> 所有物件 <input type="radio"/> 親族所有物件 <input type="radio"/> 借物件 <input type="radio"/> その他 ()		
被災日時	令和 元 年 10 月 12~13 日 午前・午後 時 分頃		
被災物件所在地	佐久市中込 3056 番地		
被災の内容	令和元年台風19号による被災 ・床上浸水により、タンス、冷蔵庫が水没した。 ・〇〇川の氾濫により車(車種・ナンバー)が水没した。 ・強風によりカーボートの屋根が破損した。		
被災届出証明書			
		被災届出証明	第 号
上記のとおり被災の届出を受理したことを証明します。			
令和 年 月 日		佐久市長	

・「申請人」は所有者の住所氏名を記入。
 ・所有者の親族が手続きする場合には、「代理人」にも住所氏名を記入。
 ・所有者の親族以外の者(友人・知人)や借りている者が手続きする場合には委任状(代理人選任届)を添付。
 ・印鑑は不要



・被災の内容を明確・具体的に記入。
被災の状況が分かる写真を添付またはデータの提示。

